

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する 固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 奈良市長

申告者
(納税義務者等)

住所

氏名

(自署又は記名押印をお願いします。)

電話番号

奈良市税条例附則第10条の3の11の規定により下記のとおり申告します。

納税義務者の住所					
納税義務者の氏名又は名称					
家屋の所在地	奈良市				
家屋番号(注1)	番	マンション名			
		室番号			
種類			床面積	m ²	
建築年月日	昭和 平成	年 月 日	登記年月日(注1)	昭和 平成	年 月 日
工事完了年月日	令和	年 月 日			
3ヶ月以内に提出できなかった理由(注2)					

(注1) 「家屋番号」、「登記年月日」欄は家屋が登記されている場合のみ記載

(注2) 工事が完了した日から3ヶ月を経過した後に申請書を提出する場合に記入

■添付書類(いずれも写しでの提出可)

- ☐ 当該マンションの総戸数を確認できる書類
- ☐ 大規模の修繕等証明書
- ☐ 過去工事証明書

※管理計画認定マンションの場合

- ☐ 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書
- ☐ 修繕積立金引上証明書

※助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合

- ☐ 助言・指導内容実施等証明書

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置

マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模改修工事を実施するなど、下記の要件を満たす場合に、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税(100㎡相当分までを限度)が1/3減額されます。

1 要件

- ① 築20年以上が経過している総戸数が10戸以上(店舗や事務所等を含む)のマンションであること
- ② 区分所有者の専有部分の面積の1/2以上が住居用のマンションであること
- ③ 過去に大規模改修工事(長寿命化工事)を実施していて、令和5年4月1日から令和9年3月31日の間に2回目以降の大規模改修工事(長寿命化工事)を完了しているマンションであること
- ④ 下記のマンション区分に応じて条件を満たすマンションであること
 - (1)奈良市からマンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションの場合
令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げている
 - (2)奈良市から助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合
長期修繕計画の見直し等を行い、長期修繕計画が一定の基準に適合している

2 減額される範囲

1戸あたり居住用部分の床面積100㎡まで

(注1)床面積100㎡は共用部分(共用廊下、エントランス等)を按分した面積も含む

(注2)居住部分以外の店舗や事務所等は対象外

※原則、登記上の種類が居宅以外のものについては減額の対象外となります。

3 減額される期間等

大規模修繕工事(長寿命化工事)が完了した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度の当該家屋に係る年度の当該家屋に係る固定資産税が1/3減額されます。

4 手続き

大規模修繕(長寿命化)工事完了日から3か月以内に、「大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額申告書」に次の必要書類を添えて、資産税課に申告してください。

5 申告できる人

- ・各納税義務者(区分所有者)
- ・マンションの管理組合等の代表者(管理組合等の代表者が必要書類を提出することで、当該マンションの各区分所有者の申告をまとめて行うことができます。)

6 必要書類

- ① 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額申告書
 - ② 当該マンションの総戸数を確認できる書類
 - ③ 大規模の修繕等証明書
 - ④ 過去工事証明書
- ※ 管理計画認定マンションの場合
- ⑤ 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書
 - ⑥ 修繕積立金引上証明書
- ※ 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合
- ⑤ 助言・指導内容実施等証明書